

行政経営改革計画推進の基本方針

1. 主旨

区では、厳しい財政状況の中で、持続可能で強い財政基盤をつくるため、平成 24 年度～25 年度の 2 か年の行政経営改革計画(以下、「計画」という)を策定した。

ここに計画に掲げる、25 年度の各項目の取組みの内容を改めて推進し、全庁を挙げて、本方針のもとで財源確保に努め、財政基盤を構築する。

2. 推進体制

行政経営改革推進委員会のもと、政策経営部と各項目にかかる所管部との連絡会等を活用した密接な連携を図り、本方針のもとで見直しを着実に進める。

3. 平成 25 年度予算編成との連動

経済状況や諸制度改正などの動向把握に努め、平成 25 年度に向けた財政見通しを基本に据え、平成 25 年度当初予算編成と連動しつつ、財源不足に対応する。

<平成 25 年度予算編成に向けた財政見通し>

生活保護費等の社会保障関連経費や老朽化した公共施設の改修経費など、財政需要の増加が見込まれるが、依然として基金からの繰入れや起債の活用により、財源を確保せざるを得なく、引き続き厳しい財政状況が続くと見込まれる。

一方、平成 21 年度から 3 年連続して減収となった特別区税が、区民所得の緩やかな回復と税制改正の影響から小幅な増収が見込まれるなど、平成 24 年 1 月時点で、28 億 4 千万円と試算していた財源不足は、今回、財政見通しにより経済状況の変化に対応し、7 月時点で 14 億円と見込む。

4. これまでの経過等

行政経営改革の取組みとして、外部委託や電算経費等の 27 項目の徹底した検証を行い、施策事業の見直し・効率化を図った。その結果、平成 24 年度当初予算では、19 億 9 千万円の効果額を上げており、その効果は 25 年度も継続していくこととする。

しかしながら、上記、25 年度財政見通しによる財源不足に対応するため、現在、現計画上に見込んでいるのは、7 千万円にとどまっている。

5. 基本方針

計画に掲げる各項目を、確実に実施する（効果の維持含む）外、内容のさらなる上積みや項目の追加を図るため、以下4点を推進する。

【別紙1】「行政経営計画年次別項目」参照

- (1) 推進 1 25 年度実施予定の利用者負担等(給付事業)の見直しについて、各項目の内容を詰め、効果額を明らかにする。
...6 項目(10 事業)
- (2) 推進 2 24 年度に実施した項目等の取組みを着実に進め、可能な限り効果額の上積みをする。
...9 項目(検討中含む)
- (3) 推進 3 新たに計画の取組み項目を追加し、効果額を積み上げる。
...新規項目
- (4) 推進 4 事業手法の見直しにより、事業の有効性を高め、質の向上を目指す項目や、既に効果をあげている項目は、引き続き効果を維持・推進する。
...39 項目(継続検討含む)

6. 各推進の内容

推進 1 利用者負担等(給付事業)の見直し

利用者負担の原則

施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保する観点から、施設の利用者に受益に応じた負担を求めることを基本とする。現在、使用料等を無料にしている場合も、適正な利用者負担の視点から有料化に向けた検討を行う。

利用者が負担すべき行政コストの範囲（施設）

利用者が負担する行政コストの範囲としては、当該施設に係る委託料や光熱水費、負担金等とする。なお、今回は建物・工作物等は区民共通の財産であるとの考えから、土地購入費や減価償却費は含めないものとする。

減免の適用

使用料の減免については、法で定められた場合や、配慮を要する場合など、本来の目的や必要性に応じて適用する。なお基準は条例や規則、要綱等で定める。

調整事項

見直し後の使用料負担が急激に増えるもの、施設については、区民生活の影響へ配慮し、一定の調整を加える。

見直し内容

「適正な利用者負担の導入指針」を踏まえ、運営に係る経費に対して、施設または事業の利用者が負担すべき割合と現状とを比較、改定し、利用者負担を導入する。その他、一部負担や所得制限、給付基準の見直しなど、さまざまな手法を検討し、見直しを実施する。

個別の取組みは、【別紙2】「利用者負担等の見直しについて」に示す。

「適正な利用者負担の導入指針」より抜粋

- <区分> 必需的であり、公益性の高いもの（民間で類似サービスの提供がない）
利用者負担率 0割 例．道路、公園、図書館 等
- <区分> 必需的であり、私益性の高いもの（民間で類似サービスの提供がある）
利用者負担率 1～5割 例．区営住宅、サービス負担金、学童クラブ、保育料 等
- <区分> 選択的で、公益性が高いもの（民間で類似サービスの提供がない）
利用者負担率 1～5割 例．区民センター等利用料、講習会参加費、健診等負担金 等
- <区分> 選択的で、私益性が高いもの（民間で類似サービスの提供がある）
利用者負担率 5～10割 例．駐車場使用料 等

推進 2 現計画のさらなる推進

計画に基づく利用者負担等の見直し以外の項目については、既存計画を着実に進め、効果の上積みが期待できるものなど、改めて検討・見直しを行い、より一層の経費削減を図る。

見直しにあたっては、平成 23 年 8 月に策定した「世田谷区 区政運営方針」に示す基本的視点「厳しい財政状況を踏まえた行政経営改革の推進」及び、「行政経営改革計画」における基本方針により、経費削減に向けた取組みを進め、聖域を設けずに徹底した見直しを実施する。

個別事業の取組みは、【別紙 1】「行政経営改革計画年次別計画」に示す。

推進 3 項目の追加

計画に掲げる以外の事業等において、改めて全庁で精査・見直しを行い、新たに取り組むものや事業の必要性、有効性を再検討するとともに、さらなる経費削減に向けた項目の追加を図る。

追加した項目については、計画の改定に反映する。

平成 25 年度予算編成の中で、新たな政策の取組みについては、既存事業の見直しを徹底する。

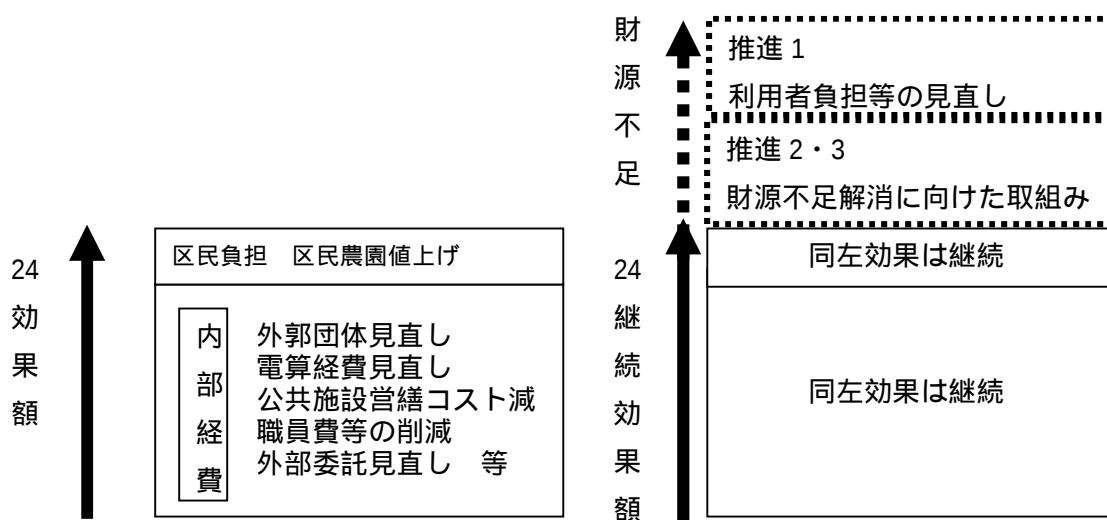
推進 4 手法の見直しによる質の向上や、既に効果をあげている取組み

計画に掲げる項目のうち、効果額では表わせないが、取組みを実施することにより、区民サービスへの向上が期待できるものに対しては、継続的に取組む。既に効果額を上げている事業は、引き続きその効果を維持する。

個別事業の取組みは、【別紙 1】「行政経営改革計画年次別計画」に示す。

7. 財源不足の解消

平成 25 年度予算編成においては、財源不足の解消策として、推進 2 及び推進 3 などの取組みにより、財源の確保を図る。



8. 区民への周知

区民利用施設使用料や保育料など、新たに区民に負担を求めるにあたっては、その考え方、改定額などを広報紙、区ホームページ、説明会、その他の場などのさまざまな手法により、わかりやすい説明・周知を尽くして進める。

9. 今後のスケジュール

平成 24 年 8 月	見直しの取組み状況の区民周知
9 月上旬	各常任委員会報告（改定案内容）
9 月中旬	区民周知（改定案内容）
9 月～10 月	各種説明、意見交換（予定）

条例制定・改正等	区民周知	施行
24 年 4 定（11～12 月）	24 年 12 月中旬 （見直し改定額等）	25 年 4 月 7 月